

競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格停止措置業者

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

2 入札参加資格停止措置期間

業者名	停止期間	停止月数
(株)ニチイ学館	令和4年10月28日から令和4年11月27日まで	(1月間)

上記業者については、課徴金減免制度の適用を受けているため、下記の停止基準第6条第5項の規定により、停止期間を別表の2分の1の期間とする。

3 入札参加資格停止理由

愛知県又は岐阜県の国公立病院が発注する医療事務の入札で談合を繰り返したとして、令和4年10月17日付けで公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けたため。

4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第3条

別表第2第7項第2号エに該当（独占禁止法違反行為）

「近畿府県等以外の他の公共機関等が発注した工事等に関し、公正取引委員会から排除措置命令または課徴金納付命令を受けたとき。」

同基準第6条第5項（入札参加資格停止期間の特例）

「市長は、別表第2第7項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの当該業者の入札参加資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。」